

ネットワーク運用に関する校内規程

大玉村立大山小学校

1 目的

この規程は、「ふくしま教育総合ネットワーク実施要綱」、「ふくしま教育総合ネットワーク管理運用細則」並びに「うつくしま教育ネットワーク利用ガイド（規程）」に基づき、本校の運用について、必要な事項を定めるものである。

2 利用の基本

本校においてネットワークを利用するに当たっては、児童生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進等に寄与するよう努める。本校におけるインターネットの利用は、以下の項目に合致する場合とする。

- 学習成果等の発表及び学習に関する情報の発信
- 学習の指導、助言及び学習に関する情報の受信
- 教育及び学習に関する情報の検索及び収集
- 国内外の学校等との交流の教育及び学習の過程における情報交換
- 学校・学級経営に関する情報の交換
- その他、教育及び学習を目的とする利用

3 運用責任者

本校における適正なインターネットの利用や児童生徒等の個人情報保護、校内システムの管理及びセキュリティの確保に努めるため、運用責任者を置く。この業務は、情報教育担当があたる。ただし、ネットワーク利用における最終責任は参加責任者である校長が負う。

運用責任者は、ネットワーク利用の詳細を別に定め、児童生徒及び関係者に周知徹底を図るとともに、利用状況の把握に努める。

ネットワーク利用に際し、個人情報の漏洩、不正な利用等、問題が発生した場合、速やかに運用主任へ報告しなければならない。また、必要がある場合には、校長は県教育委員会へ報告しなければならない。

運用に関してセキュリティや保安上の問題などが発生した場合に備えて、迅速に対応できる手順などをあらかじめ定めておくものとする。問題発生時の状況改善の手順には、意思決定の方法及び役割分担、システム休止やそれにかかわる機器操作、教職員への告知などが含まれる。

4 ネットワークの利用形態

ネットワークの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

(1) 情報の発信

学校の案内、各教科や道徳、特別活動等での学習の様子やまとめ、本校の研究の取り組み、学校評価等を学校のホームページで発信する。

(2) 情報検索と収集

ホームページ・電子メールを利用して、学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(3) 教材作成

ホームページ・電子メールを駆使して、授業で活用できる画像データや文書デー

タを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(4) 交流

ホームページ、電子メールを駆使して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

インターネットの利用において、ネットワークを介してのホームページ等による情報の発信を行うことができる主体は学校とする。

教職員や児童生徒は、個人又は私的組織として開設しているホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・公開しないこととする。

5 公的な情報発信

インターネットの利用において、ネットワークを介してのホームページ等による情報の発信を行うことができる主体は学校とする。

教職員や児童生徒は、個人又は私的組織として開設しているホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・公開しないこととする。

6 電子メール

(1) 児童の電子メールの送受信において、相手が特定されている場合、自己紹介程度の個人情報発信することができるが、児童の住所、生年月日、電話番号等の発信に担当教師は十分配慮する。

(2) 本校代表メールアドレス school@ohyama-e.fks.ed.jp は、情報教育主任(運用主任)が管理し、検討を要する内容の電子メールについては校長に報告し、必要に応じて運用委員会で協議する。

7 ホームページ

(1) ホームページ学校ホームページ公開の目的は、次のとおりとする。

- ① 児童生徒の学習活動やその成果を広く公開する。
- ② 学校の紹介や研究の取り組み等を広く公開する。
- ③ その他本校の教育活動をより充実、発展したものにするために活用する。

(2) 学校ホームページ上の登録データの管理は次の各項に定めることとする。

- ① 運用責任者は、学校ホームページの内容について校長の承認を得るものとする。
- ② 運用責任者は、学校ホームページを日常的に閲覧し点検する。承認を得ずに掲載、更新したページを発見した場合は速やかに対処する。

(3) 児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。

(4) 第三者の著かかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。

(5) 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、校長及びネットワーク運用委員会で協議した後、適切な措置を講ずることとする。

8 リンク

(1) 学校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、校長の同意を得ることをホームページ上に明記する。

- (2) 学校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。
- (3) 学校のホームページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。児童生徒作品については、原作者である児童生徒本人に帰属し、その他のデータは学校に帰属する。

9 個人情報

- (1) 個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、本人の同意（取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意）に基づいて発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知を図るものとする。
- (2) 個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るよう努める。
- (3) インターネットで発信する児童生徒の個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。
 - ① 氏名
原則として姓(日本語)または、イニシャル(アルファベット)としフルネームは使わない。ただし、作品等に付す場合など、教育上必要がある場合に限り扱うことができるものとする。
 - ② 肖像(写真等)
児童生徒の写真については、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。
 - ③ 児童作品、意見・主張等
児童生徒の作品、意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。また、この際保護者の了解が得られれば、姓名を添えることができる。
 - ④ 身体の状態
児童生徒の身体や障害の状態等については、交流又は理解推進といった教育利用に際し、必要な範囲においてのみ扱うことができるものとする。
 - ⑤ 生活に関する情報
国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。年齢、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。
 - ⑥ その他
 - 本人、保護者から、発信内容についての検討を求められたときには、速やかに対応する。
 - その他、児童個人の特定につながるような情報は掲載しない。

10 教職員による指導の徹底

- (1) 教職員は、著作権、知的所有権に配慮し、ネットワーク社会での基本的マナーや情報モラルの涵養を図るため児童生徒に適切な研修・指導を行う。
- (2) 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取扱い等の指導

を徹底する。

- (3) 児童がホームページや電子メール等で発信するデータや情報は、担当教員及び運用責任者の承認を得てから外部に発信するものとする。

11 禁止事項

- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容や人権に関わる表現等に配慮して発言しなければならない。
- (2) 有料データベース、オンラインショッピングなどの私的利用は、原則として禁止する。

また、私的なインターネット検索、電子メールの利用も同様である。

- (3) インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

12 ネットワーク利用規程の見直し

- (1) 学校教育におけるネットワーク利用の進展及び、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう、校内における十分な検討を経て、校内規程は常に見直を行うものとする。
- (2) コンピュータやインターネットで使われている技術は、進歩・変化が非常に激しいため、最新の情勢に常に注意を払うこととする。
- (3) 本規程を本校ホームページ上で必ず表示するものとする。

この運用規定は、平成25年6月12日より施行する。